

ハイエクの自生的秩序論とカントの判断力

川村哲章(国士舘大学)

はじめに

ハイエクがカント主義か、ヒューム主義か。ヒュームの影響については、度々言及され、受け入れられているが、カントの影響については、意見が分かれているように思われる。また、そのカントについても『純粋理性批判』のカテゴリーや『実践理性批判』の定言命法について論じられることがあっても『判断力批判』に関してはほとんど論じられてこなかったように思われる。この報告ではカントの『判断力批判』、特に反省的判断力からハイエクの方法論や自生的秩序論、さらには実際の提案としての二院制の改革案を考察してみることで、カントのハイエクに対する影響について今一度検討し直してみたい。

なお、以下のカントについての議論は、哲学者の石川文康¹の解釈によるところが大きいことを付言しておく。

1 カントの反省的判断力

(1) 『判断力批判』の位置づけ

カントは、「第一批判」の『純粋理性批判』によって自然必然の法則を「第二批判」の『実践理性批判』によって自由に基づく法則性を確立した。しかしこの二つはアンチノミー（二律背反）を形成する、互いに排除し合う原理であり、これらの中でこれらを媒介する第三のものとして『判断力批判』を書いた。カントは、それにより人間のすべての心的はたらきを体系的に論じることとなった。そして、それは以下のように整理される。

心的能力の体系²

心の全能力	上級認識能力	原理	適用範囲
1) 認識能力	知性	合法則性	自然
2) 感情(快・不快の能力)	判断力	合目的性	技(技術・芸術)
3) 行為能力	理性	究極目的	自由

上にあるとおり、カントは、第一の能力である認識能力を「知性」が司り、第三の

¹ 石川文康『カント入門』、筑摩書房、1995年、同『カント 第三の思考』名古屋大学出版会、1996年

² Kant, Immanuel, *Kritik der Urteilskraft*, 1790, A198 [アカデミー版の198ページ] (牧野栄二訳『判断力批判 上』カント全集8 岩波書店、51ページ)

能力である行為能力を「理性」が司るとした。そして第二の能力である快・不快の能力を司るものとして、知性でも理性でもなく、両者の中間にある能力として判断力をあげた。さらに、この判断力の原理は合目的性であるとした。合目的性とは、目的に適っていること、目的を実現するために都合なことを意味し、そのようなものを一般に「技術」「技」と言うことから合目的性の所産は「自然の技巧」³とされる。よって『判断力批判』は、快・不快の感情に直接関係する趣味判断をあつかう部分である第一部「美学的判断力の批判」と自然の合目的性そのものをテーマとする第二部「目的論的判断力」からなる。

(2) 反省的判断力

さて、ここで言及されている判断力であるが、それはそもそも、特殊なものを普遍的なものの下に包摂する能力である。カントは、それを二つに分ける。一つ目は、普遍的なものが与えられていて、その下に特殊なものを包摂する規定的判断力⁴であり、二つ目は、特殊なものがまず与えられて普遍的なものを求める反省的判断力⁵である。規定的判断力は、普遍的なものが知性によって与えられているということの意味し、知性に仕える判断力で『純粹理性批判』で言及されたものである。それに対して、反省的判断力が求める普遍的なものが「合目的性」ということになる。例えば、動物の腸と植物の根を比較してみよう。動物の腸は体内にあり、植物の根は植物本体の外に露出している。両者はそれぞれ特殊なもので外面上の共通性はないが、栄養を摂取するという目的を考えるならば同じ機能をもつ。両者は栄養を摂取するという「合目的性」を普遍としてそれに包摂されるのである。このように普遍を新たに見いだしていくのが、反省的判断力のはたらきである。また、ここでの発見的ともいえる性格にも注意がひつようである。

さらに、「反省」という言葉についてであるが、カントによれば「反省」とは、直接に対象に向かうのではなく、基本的に与えられた印象をさまざまな認識能力に関係させつつ、対象に関する概念を得ようとする状態を意味する。⁶規定的判断力が対象を「～である」という仕方で直接規定するのに対し、反省的判断力は、同じ対象に「～と見なす」という仕方で臨むのである。この意味で反省とは、「判定能力」であり、現にあるものをただあるものとして記述するのではなく、意味づけや価値づけをするはたらきである。

(3) 美における合目的性と共通感覚

³ Ibid., A390 (牧野栄二訳『判断力批判 下』カント全集 9 岩波書店、51 ページ)

⁴ Ibid., A179-181 (牧野栄二訳『判断力批判 上』カント全集 8 岩波書店、26-29 ページ)

⁵ Ibid., A179-181 (前掲書 26-29 ページ)

⁶ Kant, Immanuel, *Erste Einleitung in der Kritik der Urteilskraft*, A211 (牧野栄二訳『判断力批判 下』カント全集 9 所収『判断力批判への第一序論』岩波書店、210 ページ)

判断力の対応する心的能力が快・不快の感情であり、この感情が直接問題になるのは、趣味の領域においてであるから、カントは、まず趣味判断の批判から始める。ここで問題となっているのは、自然美が中心である。美は、構想力の自由な戯れ⁷であり、知性との調和における戯れであるとされる。構想力が知性と調和せずに、単独で暴走するとグロテスクなものを生じさせる。一方、知性と調和した美は、単なる感性的快、すなわち享樂とも区別される。享樂が「利害関係」「魂胆」「関心」をとまなうのに対して、われわれがなにかを美しいと判定するとき、そこにはあらかじめ何の利害意識も前提されておらず、われわれが意図したわけでもないのに、ある対象がそれ自身の性質ゆえに美しいと判定される。石川は、これに関して以下のような例をあげる。「自分が自己中心的な関心(たとえば、自分の美貌が一番美しく見られたいという自惚れ)をもって臨みながら、その関心を凌駕するような美に直面した場合、人はよく『憎らしいほど美しい』というのである。これは美の意識において『無関心』(利害をはなれるということ)という原理が——いまあげたケースでは、かろうじてではあるが——はたらいっていることを、逆説的に表現している」。⁸

ある対象が美と判定される時、そこには「快」の感情が生じており、その感情は、「意に適う」という感情であり、さらに「意に適う」とは、「合目的」ということである。合目的性の議論で美、趣味判断が問題になるのはこの関連のためである。ここでの重要な点は、「意に適う」と表現された合目的性がありながら、はじめから「意」(志)がはたらいっているわけではなく、つまり目的設定の意志がはたらいっていないということである。カントはこれを「目的なき合目的性」⁹と呼んだのである。カントは、客観的には目的が設定されていないのに合目的であることから、美学的判断力の合目的性は「主観的合目的性」¹⁰であるとした。

さらに、趣味判断は、反省的判断力のはたらきとしてア・プリオリであり、普遍的なものである。たとえば、「このバラは美しい」という判断は、主観的ではあるが同時に普遍的である。この判断は反省的判断力の働きであるため、ここではたらく認識能力、構想力と悟性は、個人個人の特異な事情を除去すれば、万人において一様であり、またそうでなければならないとされる。ごく自然な意味で、個人的・偶然的な事情を除去すれば、人が「このバラは美しい」と判断するとき、その人はその意味があらゆる他者と共有できるという期待のもとに、その判断を下しているといえる。

ここからさらに発展して、カントは人間の「共通感覚」¹¹の存在を主張する。共通感

⁷ Ibid., A218 (牧野栄二訳『判断力批判 上』カント全集 8 岩波書店、76 ページ)

⁸ 石川文康『カント入門』、筑摩書房、1995年、197～198 ページ

⁹ Kant, Immanuel, *Kritik der Urteilskraft*, 1790, A241 (牧野栄二訳『判断力批判 上』カント全集 8 岩波書店、107 ページ)

¹⁰ Ibid., A227 (前掲書 88 ページ)

¹¹ Ibid., A238 (前掲書 103 ページ) 日本の哲学者中村雄二郎が「共通感覚」について詳しく言及している。中村雄二郎『共通感覚論』岩波書店、1979年

覚とは、特殊感覚としての「五感の一つ一つとはちがった次元の全体的直観」¹²で五感に「共通」の意味をもつとともに、一つの社会の中で人々が「共通」にもつという意味で、まっとうな判断＝常識と照応するものである。

(4) 自然の合目的性

自然界にはだれが意図したわけでもないのに、合目的な現象が存在する。生物（有機体）があげられる。生命を維持するために各器官が構成され、作用し合っている。生物は、単に部分の集合体なのではなく、部分が全体のために、全体が部分のためにある合目的な統一体である。生物は個体の生命を維持するためだけでなく、「種」とか「類」という観点からも、生殖によってそれを維持するようにできている。これをカントは「自然の技巧」として見た。このような自然の合目的性は、美学的合目的性が「主観的合目的性」と呼ばれたのに対して、「客観的合目的性」¹³と呼ばれる。

しかし、この場合もそこにそのような目的を設定した意志や意図が働いているとみているのではない。そこに意志による目的活動やその所産との類似性を見ているだけで、自然の合目的性も「目的なき合目的性」として捉えられなければならない。

反省的判断力において、その反省とは、上述したように、客観が「何であるか」ではなく、客観を「何と見なすか」「どう判定するか」という判定能力であった。これは、知性の原則が対象を「～である」と規定する原理として「構成的原理」と呼ばれるのに対して、自然の合目的性は、「統制的原理」¹⁴と呼ばれ、われわれの認識をコントロールする原理である。それは現実ではなく、現実に投影された理念にすぎない。合目的性を客観的に認めても、そこに目的設定をした意志が「ある」と言い切るのではなく、「あたかも～であるかのように見える」ととどめることによって、『判断力批判』は仮象（見かけや先入観）を仮象として突きとめるという意味において、批判哲学本来の姿勢を貫徹している。¹⁵

2 ハイエクの方法論と自生的秩序論

これまでのカントの判断力批判での議論を踏まえて、ここからはハイエクの自生的秩序論についてみていきたい。社会科学の方法をテーマにした『科学による反革命』の「第一部 科学主義と社会の研究」においては、社会科学にふさわしい方法を論究する中で、社会科学のデータの主観的性格について論じる。「経済活動の対象は客観的用語ではなく人間の目的との関連によってのみ定義されうる」¹⁶とされるが、カントの

¹² 中村雄二郎『哲学の現在』岩波新書 2、岩波書店、1977年、54ページ

¹³ Kant, Immanuel, *Kritik der Urteilskraft*, 1790, A350 (牧野栄二訳『判断力批判 上』カント全集 8 岩波書店、257ページ)

¹⁴ Ibid., A168 (前掲書 10ページ)

¹⁵ 石川文康『カント入門』、筑摩書房、1995年、210ページ

¹⁶ F.A.Hayek, *The Counter-Revolution of Science*, Glence(The Free Press), 1952, p.53 (佐藤茂行訳『科学による反革命』木鐸社、1979年、115ページ)

合目的性の議論に通じるものである。

また、社会科学の対象として、アダム・スミスの「彼らが意図しない目的を常に促進している」という言明や、カール・メンガーの「公共の福祉に役立ち、またその進展にとって最も重要な諸制度は、その創設を目指す共通の意志がなくても生成しうるが、このようなことがどうして可能なのか」という問いをあげ、これが依然として「社会科学の重大な、おそらく一番重大な問題なのである」と述べる。¹⁷これは、ハイエクのこれから以降の論文で「自生的秩序」としてよりはっきりと確立されたテーマになっていくものである。これは、カントが「目的なき合目的性」として捉えたものとみることができる。

さらに、社会科学の方法として「いわゆる全体、または構造的に結合した諸要素の集合は観察される現象全体の中から選び出されたものであって、それは周知の性質をもった要素と一緒にして体系的に整合させ」¹⁸、「そしてそれはこれらの要素の既知の性質によって作り上げられたり再構成されたりしている」¹⁹という「構成的方法」²⁰はカントの「統制的原理」と関係づけられるであろう。

これらの論点は、『科学による反革命』のすべてを示すというわけではないが、いずれも重要な論点であるに違いない。ハイエクは、同時に、科学主義的取り組みにおける客観主義、集団主義、歴史主義を批判的に論じることで社会科学の方法、つまりは自生的秩序の捉え方を確立しようとしている。この態度は、カントの仮象批判と軌を一にするものであると言い得る。「あたかも～であるかのように見える」、「～とみなす」にとどまるべきものを、「～である」とする方法の批判であり、理性の限界を認めると同時に、カント同様「仮象を仮象として突き止める」姿勢である。

3 ハイエクの二院制改革案

さらにここで、反省的判断力に関連して別の角度から考えるために、ハイエクの二院制の改革案²¹を取り上げてみたい。この改革案は、議会制、政治についての言及として扱われ、経済学の世界ではあまり取り上げられてこなかったように思う。しかしながら、かなり具体性をもった提案であり、ハイエクの秩序や制度に対する考えがよく表れていて、自生的秩序の理解にも寄与するものと思われる。また、その改革案が必要となる問題として言及される「無制限の政府」は、現代の、権限の上でも経済的な規模としても肥大化する政府の問題に直結するものであり、経済から離れた政治の問題として片付けられないものを含んでいる。

さて、その改革案は、以下のようなものである。明確な機能をもつ二つの代表者団

¹⁷ Ibid., p.146-147 (前掲書 115 ページ)

¹⁸ Ibid., p.67 (前掲書 43 ページ)

¹⁹ Ibid., p.67 (前掲書 43 ページ)

²⁰ Ibid., p.61 (前掲書 40 ページ)

²¹ Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Volume 3: *The Political Order of a Free People*, 1979, p.112-120 (渡部茂訳『法と立法と自由Ⅲ』春秋社、1988年、157～168ページ)

体づくり、一方は行政の任務を委託される「行政院」、一方は、正義行動の一般ルールを規定する任務を委託される「立法院」とすること。そして、「立法院」の代表者を選ぶ際は、「行政院」の代表者の選出と異なり、直接的な利害関係がなく、自分たちに特別の恩恵を与える権力をもたない代表者を選出するのであり、とりわけ尊敬に値するものと知った公正な判断力を有する人々を指名することが期待されること。そして、「立法院」の構成員は、利害関係から離れるため定年後の身分が保証されること。「行政院」は、「立法院」によって制定される正義行動のルールに拘束されること等々、この他にも具体的な事柄にまで踏み込んで提案されている。

この改革案における利害関係をもつ「行政院」での議論を「特殊的なもの」、利害関係とは離れた「立法院」での議論を「普遍的なもの」とするならば、特殊的なものを普遍的なものの下に包摂する能力としてカントの反省的判断力の議論と重ねてハイエクの秩序に関する議論を見ることができないのではないだろうか。

ここでの議論は、カントの「判断力批判」に依拠して論考し、『カント政治学の講義』²²としてまとめられた講義を展開した政治思想家ハンナ・アーレントに通じるものである。彼女はその中で、判断力に関連して、共通感覚、共同体感覚、伝達可能性、社交性等について言及し、カントの『判断力批判』に新たな光をあてたのだった。

おわりに

このように見てくるならば、ハイエクの方法論、中心的テーマであった自生的秩序論、また実際の提案としての二院制の改革案にいたるまで、カントの判断力、特に反省的判断力との照応を考えることができるだろう。カントのハイエクに対する直接的影響は見えにくいかもしれないが、この照応を改めて考える必要があるのではないだろうか。ここではできなかったハイエクの心理学的な論文との関連も含めて考えていきたい。

²² Arendt, Hannah, *Lectures on Kant's Political Philosophy*. Edited and with an Interpretive Essay by Ronald Beiner, The University of Chicago Press 1982 (浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』法政大学出版局 1987年)